


所管部課	総務部 職員課	部長	広沢 光政		
件名	東大和市職員の期末手当及び勤勉手当支給に関する規則の一部を改正する規則について		区分		○ 1 審議事項
関係事項	条例規則	東大和市職員の給与に関する条例			
	部課機関				
1. 要 旨					
<p>地方公務員法及び地方独立法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、人事評価結果に基づき、成績区分・成績率に応じた勤勉手当を支給するため一部改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正内容 勤勉手当の支給額に勤務成績による割合（成績率）を加え、勤勉手当の成績率の上限を支給月数の100分の150を超えない範囲に定める。</p> <p>(2) 施行日 平成30年4月1日施行。ただし、主査以下は平成31年4月1日適用。</p> <p>(3) 影響及び効果 国、都に準じた対応となる。新たな予算は、伴わない。</p>					
2. 経 過（現時点に至るまでの経過）					
文書課審査済 平成28年第4回市議会定例会及び平成30年第1回市議会定例会で条例の一部改正 平成30年1月に職員を対象に「成績率の導入説明会」を実施					
3. 留意事項（問題点等）					
4. 主管部処理案（検討結果等）					
庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。